

記者発表資料



鹿児島県

平成30年11月30日（金）

発表の趣旨（※該当する全てにチェック）

- ☐ 各種資料や情報の提供
☐ イベント・会議等の案内
☐ 当日の取材依頼
☐ 開催日時等の周知依頼
☐ 参加者募集の事前告知依頼
☒ その他（ ）

発表事項

風しん患者の発生が確認されました（3例目）。

内 容

平成30年11月30日（金），出水保健所へ管内の医療機関から今年3例目となる風しんの発生届出がありました。風しんは，今年の夏頃から全国的に届出数が増加しており，今後，県内においても感染が拡大する可能性がありますので，感染拡大防止のため，広く情報提供し注意喚起します。

記

- 1 患者の概要
 - ・年齢性別等：40歳代，男性
 - ・居住地：出水市

- 2 経過
 - 11月23日 発熱，発疹
 - 11月26日 医療機関受診し，検査実施
 - 11月30日 検査にてIgM抗体陽性判明

※ これまでに報告された患者との関連は不明

- 3 県民への注意喚起等
 - ・急な全身性の発疹や発熱などの症状が現れた場合は，必ず事前に医療機関へ連絡の上，受診してください。
 - ・受診の際は，感染拡大防止のため，公共交通機関の利用は控えて下さい。
 - ・定期予防接種の対象年齢の方は，早めに接種してください。
 - ・予防接種歴が分からない，風しんにかかったかどうか分からない場合は，抗体検査やワクチン接種を検討してください。
 - ・県ホームページにおいて，風しんの情報を掲載しています。

・本情報提供は，感染症予防啓発のために行うものですので，報道機関各位におかれましては，患者等の個人に係る情報について，プライバシー保護等の観点から，提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

日 時

場 所

資 料

風しんについて

ホームページ掲載 ※必ず記入

☐ なし ☒ あり ☐ 後日掲載（ 月 日掲載予定）
 【 ホーム＞健康・福祉＞健康・医療＞感染症＞風しん関連情報＞風しんの感染予防に努めましょう 】

取 材 案 内

問い合わせ先 （担当課）

担当課	くらし保健福祉部 健康増進課
取材対応者	課長 岩松 洋一 099-286-2711
問い合わせ窓口 ※必要に応じて記入	感染症保健係 徳留 中堂園 直通 099-286-2724 内線 2724

「風 し ん に つ い て」

1 風しんとは

風しんは、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性発疹症であり、季節的には 春から初夏にかけてもっとも多く発生するが、冬にも少なからず発生があり、季節性が薄れてきている状況です。妊娠初期の女性が風しんに感染すると生まれてくる子どもが先天性風しん症候群を発症する可能性があります。

2 症 状

感染から 1 4 日～2 1 日（平均 1 6 ～1 8 日）の潜伏期間の後、発熱、発疹、リンパ節腫脹が出現するが、発熱は風しん患者の約半数に見られる程度です。ウイルスの排泄期間は発疹出現の前後約 1 週間とされていますが、解熱すると排泄されるウイルス量は激減し、急速に感染力は消失します。

風しんに伴う最大の問題は、妊娠前半期の妊婦の初感染により、風しんウイルス感染が胎児におよび、先天異常を含む様々な症状を呈する先天性風しん症候群（CRS）が高率に出現することです。先天異常として発生するものとしては、先天性心疾患、難聴、白内障、網膜症等が挙げられます。

3 感染予防対策について

- (1) 外出後の手洗い、うがいや咳エチケットなどに気をつけてください。
- (2) 急な全身性の発疹や発熱などの症状が現れたら、**事前に連絡の上**、早めにかかりつけ医等を受診してください。
- (3) 受診の際には、マスクを着用し、咳エチケットを守るなど、感染を広げないように注意してください。
- (4) 予防接種は効果的な予防策の 1 つです。定期予防接種対象の方は確実に受けていただくとともに、予防接種歴が分からない、風しんにかかったかどうか分からない場合は、抗体検査やワクチン接種を検討してください。
- (5) 学校等は集団発生を起こしやすい場であることから、定期接種を受けていない小学生、中学生、高校生、大学生等について接種勧奨を行ってください。
- (6) 職業上感染の拡大の影響のある、医療関係施設、保育施設、学校等においては、予防接種について検討してください。
- (7) 鹿児島県では、生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るため、妊娠を希望する女性やその配偶者等を対象とした無料の抗体検査を実施しています。詳しくは最寄りの保健所、県庁健康増進課にお問い合わせください。

4 感染経路

上気道粘膜より排泄されるウイルスが飛沫を介して伝播される飛沫感染です。

5 感染症法における取り扱いについて

風しんは、五類感染症全数把握疾患に定められています。

診断した医師は、**直ちに**最寄りの保健所に届け出なければならないとされています。

6 学校保健安全法での取り扱いについて

風しんは、学校における予防すべき感染症第 2 種対象疾病に規定され、発疹が消失するまで出席停止とされています。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときはこれに限らないとされています。